

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会  
第49回理事会議事録

1. 開催日時：令和4年3月24日（木）午後4時00分
2. 開催場所：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎内会議室
3. 出席者数：理事総数 44名 出席理事数 35名  
監事総数 2名 出席監事数 2名
4. 出席者氏名：名誉会長 御手洗 富士夫  
理事 橋本 聖子、武藤 敏郎、布村 幸彦、河野 一郎、山脇 康、  
荒木田 裕子、中森 邦男、谷本 歩実、田中 理恵、横川 浩、  
ヨーコ ゼッターランド、高島 なおき、河野 雅治、秋元 康、  
高橋 治之、津賀 一宏、泉 正文、遠藤 利明、小山 くにひこ、  
東村 邦浩、豊田 周平、渡邊 守成、山下 泰裕、室伏 広治、  
大日方 邦子、齋木 尚子、佐々木 かをり、白石 弥生子、高橋 尚子、  
林 いつみ、靱井 圭子、矢野 晴美、來田 享子、潮田 勉、延與 桂  
監事 塗師 純子、堤 雅史  
(上記のうち、以下の理事及び監事はWeb会議システムにより出席)  
理事 田中 理恵、ヨーコ ゼッターランド、河野 雅治、秋元 康、  
高橋 治之、東村 邦浩、豊田 周平、渡邊 守成、室伏 広治、  
大日方 邦子、齋木 尚子、佐々木 かをり、來田 享子  
監事 塗師 純子

5. 議事の経過の概要及び議決の結果

上記のとおり定足数の出席があったので、定刻、定款第33条第1項の規定に基づき代表理事(会長)橋本聖子氏が議長席に着き開会を宣し、本理事会はWeb会議システムを用いて開催する旨述べた後、挨拶をした。

その後議長は、本理事会の進行役として理事武藤敏郎氏を指名し、武藤敏郎氏はそれを承諾した。

その後進行役は、Web会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることが確認された後、事務局の人事について、令和4年3月末をもって退任する幹部の氏名及び役職を報告し、その他室長・局長級職員にも、令和4年3月末までに退任する職員がいる旨報告した。

その後進行役は、直ちに下記議案の審議及び報告事項の報告に入った。

[決議事項]

第1号議案 主たる事務所の所在地移転及びその評議員への提案について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料1-1記載のとおり、当法人の主たる事務所の所在地について、定款変更の効力が生ずることを条件として、令和4年4月1日より「東京都新宿区西新宿二丁目8番1号(都庁舎内)」に移転したい旨説明した。

続いて、主たる事務所の所在地を移転することに伴い、当法人の定款第2条を変更する必要がある旨述べ、定款の一部変更について一般法人法第194条に基づき評議員に提案し、評議員全員の同意を求めることとしたい旨説明した。

その後議長が、別紙資料1-1記載のとおり、定款変更の効力が生ずることを条件として当法人の主たる事務所の所在地を移転すること及び定款の一部変更について法人法第194条に基づき評議員に提案し、評議員全員の同意を求めることにつき、それぞれその承認を議場に諮ったところ、満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

#### 第2号議案 事務局規程の改正について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料1-2記載のとおり、事務局規程の改正について、その目的、改正内容及び施行予定日を説明した。

なお、事務局規程の改正案及び新旧対照表については別紙資料3-4及び3-5記載のとおりであり、令和4年4月1日以降の組織体制図については、別紙資料1-2の別紙記載のとおりである旨説明した。

その後議長が、別紙資料1-2記載のとおり、事務局規程を改正することにつき、その承認を議場に諮ったところ、満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

#### 第3号議案 2022年度事業計画書案について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料1-3記載のとおり、「2022年度事業計画書の概要(案)」について、2022年度は、円滑に当法人を解散、清算していくために策定した「大会後の業務完了に向けた取組方針」に基づき、必要な業務を迅速かつ的確に実施して全ての業務を適切に終え、大会の準備・運営に係る残務を円滑に結了させるよう取組を進める旨説明した。

続いて、公式報告書の公表やアーカイブ資産の承継等を通じて、大会に係る有形・無形の資産を貴重なレガシーとして次世代に承継していく旨説明した。

続いて、「円滑な解散・清算に向けた取組」と「大会の記録・記憶の承継」の2本の柱について、各柱の主な計画事業を説明した。

その後議長が、当法人の2022年度事業計画書案を別紙資料1-3記載のとおりとすることにつき、その承認を議場に諮ったところ、満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

#### 第4号議案 2022年度予算案について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料1-4記載のとおり、2022年度の「正味財産増減予算書(案)」及び「資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(案)」を作成した旨述べ、各書類の内容を説明した。

また、大会経費の見通しに関しては、昨年12月の理事会で報告したもから更なる経費節減が図られる見込みであり、2021年度決算を踏まえ、次回6月の理事会において改めて報告を行う旨説明した。

その後議長が、当法人の2022年度予算案を別紙資料1-4記載のとおりとすることにつき、その承認を議場に諮ったところ、満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

#### 〔報告事項〕

##### 1 大会後の業務終了に向けた状況について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料2-1記載のとおり、「大会後の業務完了に向けた取組方針」及びこの取組方針に基づいて実施する主な業務終了までのスケジュールを念頭に、粛々と業務を続けてきた旨報告した。

続いて、円滑な解散に向けて、各F A等の契約に基づく支払・収入事務や財産処分、文書の保管等の各種業務を適切に終了させるため、「大会後の業務終了に向けた管理委員会」を設置し、その進捗状況を確認してきた旨報告した。

続いて、解散に向けた残務の処理は順調に進んでおり、令和4年3月末までに44F A等が業務を終了する予定である旨報告した。

なお、会場の返却状況については、全44会場中37会場を既に会場所有者に返却済である旨報告し、残りの7会場についても、いずれも原状回復工事は完了し、令和4年3月末の返却等に向けて最終手続中である旨報告した。

また、令和4年4月以降も11F A等が業務を継続し、着実に残務を終了する旨報告した。

上記の報告事項の報告の後、進行役は、これまでのところ、各会場の原状回復工事の完了や所有者への返還、契約に基づく清算・支払等、着実に解散に向けた残務の処理は進んでおり、計画通り順調に進めば、令和4年6月末には残務が結了し、解散できる見込みである旨報告した。

続いて、清算フェーズの体制について、清算法人の業務は極めて限られた業務であるため、数人の清算人（4人程度）及び少数の事務局職員（20人程度）等、必要最小限で効率的な体制にしていくのがよいと考えている旨報告した。

具体的な清算人の選任等については評議員会の決議が必要であるため、順調に業務が進めば、令和4年6月末に予定している次回の評議員会に諮りたいと考えており、その議案については令和4年6月中旬に予定している次回の理事会に諮る予定である旨報告した上で、基本的な方針としては、上記のとおり必要最小限で効率的な体制としていく方向で検討を進めることについて議場に諮ったところ、出席理事から異議は出されなかった。

## 2 公式報告書について

議長の指示により進行役は、まず、公式報告書については、令和4年2月28日に意見交換会を開催し、一度概要を説明した旨述べ、その際に出席理事から提出された意見を今回の資料に反映させている旨報告した。

続いて議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料2-2記載のとおり、公式報告書は、開催都市契約でI O Cの指示に従って作成され、大会の運営や開催についての歴史を記述し、アーカイブとして将来大会や世界の人々に東京2020大会の意義やレガシーを発信するものである旨説明し、その公式報告書に記述した視点を報告した。

続いて、公式報告書の構成、仕上がりイメージ、発信、周知の方法、目次（案）及び記載概要を報告した。

上記報告事項2の報告が終了した後、議長の指示により進行役は質疑及び意見交換に入った。質疑及び意見交換では、東京2020大会の記憶の継承について、公式報告書の付属資料について等の質疑及び意見交換がなされた。

その後進行役は、公式報告書の最終的な確定版は、I O Cとの調整を経て令和4年4月以降に完成する予定である旨述べ、本文の公表は改めて行う旨報告した。なお、I O Cとの調整で生じた微細な修正については事務局に一任されたい旨述べたところ、出席理事から異議は出されなかった。

## 3 東京大会の資産承継に向けた取組について（①アーカイブの状況、②公式映画、③札幌、愛知・名古屋、大阪万博との意見交換）

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、まず、アーカイブの状況について、別紙資料2-3記載のとおり、東京2020大会のために制作されたプロパティ（設備・動産等）については、運営に関

する知見や大会の歴史的・社会的価値を将来に伝えるため、「東京2020アーカイブ資産」等として国内で保存・活用する必要がある旨報告した。

このうち、アーカイブ資産の管理運営については、アーカイブ管理委員会（JOC、東京都、JPC、当法人）を通じて実施することを予定しており、当法人解散後も継続する旨報告した。

続いて、各プロパティ区分の展示・設置場所等の予定を報告した。また、その他、法定保存文書の保存及び競技用備品や表彰台等の寄贈についても報告した。

続いて、東京2020アーカイブ方針について、IOC及びIPCの承認のもと、令和4年3月23日のアーカイブ管理委員会においてJOC、東京都及びJPCにも了承いただいた旨報告した。

続いて、大会文書の分類は第三者の視点を交えて進めていること及びアーカイブ文書の中には将来の大会主催者に限って利用する文書があることについて報告した。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピック公式映画について、別紙資料2-4記載のとおり、オリンピック公式映画は開催都市契約で制作が義務付けられているものであり、著作権はIOCに帰属する旨報告した。また、IOCの方針として、「芸術作品」であることが求められているため、IOC及び当法人の協議により監督を指名し、IOC、当法人及び映画制作会社である木下グループの3者のライセンス契約により制作する旨報告し、作品の内容について報告した。

続いて、パラリンピック公式映画について、NHKとIPCによる国際共同制作である旨報告し、NHKが番組としてテレビ放送した映像をIPCが再編集して「公式映画」として活用していく旨報告した。また、NHK番組の内容を報告し、この番組映像にIPCが英語の字幕を付ける等の編集を加え、「東京2020パラリンピック公式映画」としてIPC公式サイト等で公開予定である旨報告した。

次に、札幌、愛知・名古屋、大阪万博との意見交換について、別紙資料2-5記載のとおり、東京2020大会の開催で得られた情報を活用し、今後開催される国際的な大型イベントの運営準備や機運醸成等の取組を進め、さらにその成果を我が国全体に還元するため、相互に連携・協力体制を構築する旨述べ、意見交換の開催概要及び意見交換の内容を報告した。また、パリ2024組織委員会とも意見交換を行う予定である旨報告した。

#### 4 IOC総会について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料2-6記載のとおり、東京2020報告を行ったIOC総会の日時、場所、出席者及びその内容を報告し、このIOC総会において、当法人の会長橋本聖子氏が、IOC女性とスポーツ賞・世界賞を受賞した旨報告した。

また、IPCに対しても、北京パラリンピック大会に先立ち、IPC幹部に報告した旨報告した。

上記報告事項の報告が終了した後、議長の指示により進行役は質疑及び意見交換に入った。質疑及び意見交換では、公式報告書の位置付けについて、公式報告書の東京2020関連政策への活用について、アーカイブに当たっての契約関係書類と大会運営関連資料との線引きについて、大会中の選手に関する情報の大会後の閲覧について、公式映画における情報保障及びアクセス向上に向けた取組について、関係団体における東京大会のレガシー継承に関する取組について、アスリートがつなぐプロジェクトについて、ジャーナリストを巻き込んだ情報発信について等の質疑及び意見交換がなされた。

その後、議長の指示により進行役は、本日配付した別紙資料3-1乃至3-6の内容については、当該資料の配付をもって報告したものとする旨報告した。

以上をもって本理事会における全議案の審議及び全報告事項の報告並びに意見交換を終了し、Web会議システムを用いた本理事会は、終始異状なく終了したので、議長は、午後6時00分閉会を宣し

た。

上記議事の経過の要領及びその結果を記載し、本議事録を作成し、一般法人法第197条により準用する同法第95条第3項及び定款第36条第2項の規定に基づき、出席した代表理事（会長）及び監事が以下に署名又は記名押印する。

令和4年3月31日

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会